

3. 医療従事者包括賠償責任保険

(病院(診療所)賠償責任保険任意付帯オプション)

団体割引
20%適用



この保険は一般社団法人全日病厚生会の病院(診療所)賠償責任保険に加入していることが加入条件です。

医療従事者包括賠償責任保険の特長

● 団体割引20%を適用

病院(診療所)賠償責任保険に適用している団体割引20%をそのまま適用していますので、個別にご加入いただくよりも割安な保険料でご加入いただけます。

● 無記名包括方式での引受

本オプションを付帯することで病院・診療所に勤務される下記「被保険者となる医療従事者の範囲」の表の医療従事者全員を無記名で包括的に被保険者とすることができます。(ただし、資格も明記した名簿を備えることにより常に対象となる医療従事者を把握できる状態にしておく必要があります。)

● 病院・診療所の福利厚生制度の一環として活用

病院・診療所に勤務される医療従事者の方々に対する福利厚生制度の一環としてもご活用いただけます。

医療従事者包括賠償責任保険の内容

保険金をお支払いする場合

病院(診療所)賠償責任保険ご加入の医療施設の仕事として被保険者が日本国内で行った医療従事者としての業務(付随業務を含みます)に起因して発生した他人の生命・身体の障害が保険期間中に発見され、被保険者が法律上の賠償責任を負担したことにより被る損害に対して保険金をお支払いします。

お支払いする保険金の種類、お支払い方法

(1) 保険金の種類

病院(診療所)賠償責任保険(P.2)の医師賠償責任保険に準じます。

(2) 保険金のお支払い方法

P.2①の損害賠償金については、ご加入タイプの支払限度額を限度に保険金をお支払いします。(被保険者の数にかかわらず、ご加入の支払限度額をもって限度とします。)

P.2②~⑤の費用については、原則としてその全額が保険金のお支払対象となります。ただし、②の争訟費用について、①損害賠償金の額が支払限度額を超える場合は、「支払限度額÷①損害賠償金」の割合によって削減して保険金をお支払いします。

保険金をお支払いできない主な場合

この保険では、次の事由によって生じた損害に対しては、保険金をお支払いできません。

- 法令に定められた医療従事者の資格を有しない者が行った業務
- 被保険者が故意または重大な過失により法令に違反して行った業務
- 美容を唯一の目的とする業務
- 日本国外の裁判所に損害賠償請求訴訟が提起された場合の提起者に係る一切の損害 等

被保険者について

この保険の被保険者はご加入の医療施設に勤務されている下表記載の医療従事者です。

被保険者(補償を受けることができる方)となる医療従事者の範囲

看護師、准看護師、保健師、助産師、薬剤師、診療放射線技師、診療工器具線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、臨床工学技士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、管理栄養士、救急救命士

支払限度額・年間参考保険料(下記保険料は参考保険料ですので正式な保険料は必ずお見積をご確認ください。)

タイプ		充実プラン HL	HK	HJ	HI	HG	
支払限度額(*1) (1事故/保険期間中) 免責金額なし		3億円/9億円	2億円/6億円	1億円/3億円	5,000万円/1.5億円	100万円/300万円	
年間参考 保険料	病院 (1病床あたり保険料)	一般・療養病床	2,354円	1,943円	1,532円	1,303円	226円
		精神病床	62円	51円	40円	34円	6円
		結核・感染症病床	26円	22円	17円	14円	2円
	診療所 (1施設あたり保険料)	一般診療所 (有床・無床)	11,140円	9,200円	7,260円	6,170円	1,070円

(*1) 病院(診療所)賠償責任保険でご加入いただいたタイプの医師賠償責任保険(医師特別約款)の支払限度額を超過するタイプにはご加入いただけません。(日本医師会A①会員である個人立診療所開設者でAまたはEタイプにご加入の場合を除きます。)

●上記保険料は病院(診療所)賠償責任保険に適用の団体割引を適用した金額です。詳細につきましては、取扱代理店または引受保険会社までお問い合わせください。

●医療従事者包括賠償責任保険の保険料は、病院(診療所)賠償責任保険の割増しは適用されません。

ご加入方法について

病院総合補償制度ご加入方法

(経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT除く)

ご加入申込の締切 (締切日必着)

本制度は保険契約期間が2024年2月1日午後4時から2025年2月1日午後4時までの1年間の契約となっております。

※保険契約期間の途中でご加入される場合の補償期間、締切等は下表の通りとなります。

	申込みの締切	保険始期日	保険満期日	保険料の支払期日
新規・更新	2023年 12月8日 (金)	2024年2月1日 午後4時	2025年2月1日 午後4時	取扱代理店または 引受保険会社にご確認ください
中途加入	各月10日 (10日が土・日・祝日の場合は 前営業日となります)	申込締切日の 翌月1日		

■ 締切日までに必ず手続きください。手続きは加入依頼書の受付および保険料の入金の確認をもって完了します。手続きが締切日に間に合わなかった場合は、補償開始日が遅れることがありますのでご注意ください。

■ 病院(診療所)賠償責任保険(産業医等活動保険オプション付帯)で口座振替の場合の引去日は、2024年2月13日(火)となります。分割払の場合、以降毎月12日(土日祝日の場合はその翌営業日)

■ 2024年2月2日以降に中途加入される場合は加入月により保険料が異なりますので取扱代理店または引受保険会社にご確認ください。

加入方法

■ それぞれ専用の加入依頼書に必要事項をご記入いただきご捺印ください。

■ 保険料は、下記団体口座までお振込ください。締切に間に合わなかった場合は、ご加入が遅れることとなりますのでご注意ください。

団体取りまとめ窓口(加入依頼書は取扱代理店経由でご提出願います。)

〒101-0064 東京都千代田区神田猿楽町2-8-8 一般社団法人 全日病厚生会

振込先(団体口座)

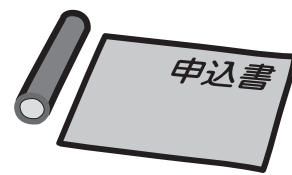
〈ご注意〉振込手数料は加入者様ご負担になることをご了承ください。

三菱UFJ銀行 神保町(ジンボウチョウ)支店

普通 0660161

(口座名義)全日病厚生会(ゼンニチビョウコウセイカイ)

更新時お振込の際には加入依頼書記載の営業店・代理店コードを必ず入力してください。



経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXT ご加入方法

経営ダブルアシスト、職員総合補償制度、連帯保証人代行制度スマホスNEXTは他の商品ラインナップとは異なる加入方法となります。詳しくは、別途専用パンフレットをご参照ください。

一般社団法人 日本損害保険協会

そんぽADRセンター (指定紛争解決機関)

東京海上日動は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。

東京海上日動との間で問題を解決できない場合には、同協会に解決の申し立てを行うことができます。詳しくは、同協会のホームページをご確認ください。(https://www.sonpo.or.jp/)



0570-022808 <通話料有料>

IP電話からは03-4332-5241をご利用ください。

受付時間: 平日午前9時15分~午後5時

(土・日・祝日・年末年始はお休みとさせていただきます。)

<お問い合わせ先>

取扱幹事代理店

株式会社 全日病福祉センター

〒101-0064

東京都千代田区神田猿楽町2-8-8

TEL: 03-5283-8066

FAX: 03-5283-8077

引受保険会社

東京海上日動火災保険株式会社

(担当課)